

平成22年度 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置等

《社団法人 神戸港振興協会》

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況										
<p>ア 契約に関する事務</p> <p>(ア) 決裁区分に応じた決裁をなすべきもの</p> <p>平成21年度当初の協会規程における決裁区分に応じた決裁がなされていない以下のような事例が見受けられた。</p> <p>規程に則った適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>(事例)</p>	<p>事後ではあるが、決裁区分に従って専務理事まで決裁を取った。</p> <p>今後は、支出段階でのチェックも含めて決裁区分に応じた対応を行う。</p>	措置済										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="228 938 802 978">件名</th> <th data-bbox="802 938 1007 978">金額</th> <th data-bbox="1007 938 1158 978">誤</th> <th data-bbox="1158 938 1299 978">正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="228 978 802 1055">中突堤駐車場施設他徴収業務及びメリケンパーク緑地管理業務委託契約の締結</td> <td data-bbox="802 978 1007 1055">59,825,172円</td> <td data-bbox="1007 978 1158 1055">事務局長 決 裁</td> <td data-bbox="1158 978 1299 1055">専務理事 決 裁</td> </tr> </tbody> </table>				件名	金額	誤	正	中突堤駐車場施設他徴収業務及びメリケンパーク緑地管理業務委託契約の締結	59,825,172円	事務局長 決 裁	専務理事 決 裁	
件名	金額	誤	正									
中突堤駐車場施設他徴収業務及びメリケンパーク緑地管理業務委託契約の締結	59,825,172円	事務局長 決 裁	専務理事 決 裁									
<p>ア 契約に関する事務</p> <p>(イ) 契約に則った処理をなすべきもの</p> <p>協会は本市よりメリケンパーク駐車場等の管理運営を受託しており、委託契約仕様書によると徴収した駐車場使用料は、無利息の普通預金口座において保管することとなっているが、駐車場使用料を利息付の口座に保管している事例が見受けられた。</p> <p>契約に則った処理を行うとともに、既に発生した利息について適切に処理を行うべきである。</p> <p>(事例)</p>	<p>委託契約仕様書に反しており、無利息の預金口座に切り替えるとともに、発生した利息については神戸市へ返納した。</p>	措置済										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="228 1843 959 1883">対象駐車場</th> <th data-bbox="959 1843 1201 1883">利息発生日</th> <th data-bbox="1201 1843 1347 1883">利息額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="228 1883 959 1924">メリケンパーク駐車場（乗用車）、メリケンパーク臨時</td> <td data-bbox="959 1883 1201 1924">平成21年8月17日</td> <td data-bbox="1201 1883 1347 1924">389円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 1924 959 1960">バス駐車場、中突堤中央ターミナル駐車場</td> <td data-bbox="959 1924 1201 1960">平成22年2月22日</td> <td data-bbox="1201 1924 1347 1960">547円</td> </tr> </tbody> </table>				対象駐車場	利息発生日	利息額	メリケンパーク駐車場（乗用車）、メリケンパーク臨時	平成21年8月17日	389円	バス駐車場、中突堤中央ターミナル駐車場	平成22年2月22日	547円
対象駐車場	利息発生日	利息額										
メリケンパーク駐車場（乗用車）、メリケンパーク臨時	平成21年8月17日	389円										
バス駐車場、中突堤中央ターミナル駐車場	平成22年2月22日	547円										

<p>ア 契約に関する事務</p> <p>(ウ) 支払期限、納期限を遵守すべきものの</p> <p>協会と本市との間における指定管理料・委託料の受け払いや本市から徴収委託を受けた使用料の納付、あるいは、指定管理業務の一部を他団体に再委託等した場合の委託料等の支払いについて、それぞれの協定書・契約書等に定められた期限より遅れて処理されている事例が散見された。</p> <p>事務執行にあたり、予め定めた支払期限、納期限を遵守すべきである。</p>	<p>支払期限・納期限は、協会・神戸市・民間企業が当然順守すべきものであるが、事例にあがった6件については、関係者の事務的な齟齬により支払が遅れたが、これ以降は遅滞なく対応している。</p> <p>なお、「bの摩耶大橋・港湾幹線道路料金徴収業務」は、22年度より市への納付期限を翌月の「10日」から「月末」に変更している。</p> <p>また、「cの須磨ヨットハーバー管理運営業務委託」は、支払期限を第1四半期は「7月5日」に変更したとともに、遅滞なく支払うように努める。</p> <p>今後とも、期限の厳守に万全を期していく。</p>	措置済
---	--	-----

(事例)

a 指定管理料、委託料の受入

指定管理施設・委託業務	協定書・契約書上の期限	実際の受入時期
中突堤中央ターミナル東館	第1四半期分を6月末日まで	8月13日
中突堤駐車施設他使用料徴収業務及びメリケンパーク緑地管理業務委託	一部を6月末日まで	8月13日

b 徴収委託を受けた使用料の納付

指定管理施設・委託業務	協定書・契約書上の期限	実際の納付時期	
中突堤中央ターミナル東館	第1四半期分を7月末日まで	8月13日	
摩耶大橋・港湾幹線道路料金徴収業務	徴収月の翌月10日まで	4月分	5月27日
		5月分	6月30日

c 指定管理業務の再委託等の委託料支払

再委託等の内容	相手方	契約書上の期限	実際の支払時期
須磨ヨットハーバー管理運営業務委託	A社	第1四半期分を6月5日まで	7月6日
		第2四半期分を9月5日まで	9月14日
中突堤旅客ターミナル管理運営業務	B社	第1四半期分を8月末日まで	10月27日
		第2四半期分を9月末日まで	10月27日

<p>イ 財産の管理に関する事務</p> <p>実地監査の際に、協会が指定管理者となっている各施設の備品管理簿が確認できなかった。</p> <p>指定管理の協定書・仕様書によると、施設の備品管理は指定管理者の行う業務であり、「管理簿を備え、購入・廃棄、破損等の記録を行う。」と定められていることから、指定管理者たる協会が、備品管理簿を備えるべきである。</p> <p>また、所管課（みなと総局みなと振興部経営課、みなと総局神戸港管理事務所）は、管理すべき備品の範囲や帳簿類等の指示を適切に行うべきである。</p>	<p>協定書・仕様書の定めに従って、神戸市と連携して備品管理簿の作成を完了した。</p>	<p>措置済</p>
--	--	------------